

鶴ヶ島市立図書館資料選定基準

1 基本方針

- (1) 鶴ヶ島市立図書館資料収集方針に基づき、市民の声をできるだけ取り入れて新刊書を中心に、話題性社会情勢に応じた生活に役立つ資料を選定する。
- (2) 選定に当たっては、個人的興味や好みによって恣意的に選ぶのではなく、図書館全体の蔵書構成や、利用者の要求を考慮に入れて選定する。
- (3) 相対立する意見（思想・信条・人生観・宗教観）のある著作物については、それぞれの意見のあるものを揃えること。

2 資料別選定基準

(1) 一般図書

- ア 各分野の資料を一般的なものから専門的なものまで幅広く選定する。
- イ 対立する意見、学説のあるものはそれぞれの観点に立った資料を選定する。
- ウ 利用者の要求が多い資料は、それに応えるため最低限必要な数の複本をそろえることができる。
- エ 利用者の知的要求に応え、文化レベルを引き上げるような資料を選定する。
- オ マンガ類、ティーンズ向け資料、外国語資料については、社会状況の変化や利用者の多様化に対応すべく検討していく。

(2) 児童書

- ア 図書館の図書（特に一般書）との整合性を保ち、図書館全体の蔵書構成、利用者の要求を考慮に入れて選定を行う。
- イ 絵本は、絵がストーリーを語り、絵と文章が一体化していて、子どもにふさわしいあたたかみのあるものを選定する。
- ウ 絵本や読み物は、評価の定まった作家の作品や長年読み継がれた作品を中心に、幅広く選定する。
- エ 昔話は、原型を忠実に再話しているもの、構成や結末を変更したり削除したりしていないものを選定する。
- オ 知識の本は、記述・図表・資料が正確であり、写真・挿絵が適しているものを選定する。
- カ 地域資料は、子どもの調査研究に役立つよう、鶴ヶ島に関する資料を収集する。付随して埼玉県全体に関する資料も収集する。
- キ 紙芝居は、画面の絵と語られる文が調和していて、「ぬく」（画面変換）という性質が充分生かされているものを選定する。

(3) マンガ

- ア 広く大衆文化の中で評価されているもので、内容の素材、アイディア、テーマを考慮に入れ、独自のユーモアとあたたかな情感があり、現代社会を反映しているものを選定する。

(4) 参考図書

- ア レファレンスサービスのための資料として常に充実・整備に努める。また、調査研究に耐え得るような基礎的資料を広範な領域より厳選し、問題解決のために必要な資料を選定する。
- イ 年鑑・便覧等、定期刊行の資料は内容が新鮮さを保つよう時期を定めて買い替えを進める。
- ウ 参考図書選定の留意点
 - ①記述が客観的で信頼性の高い資料を選ぶ。
 - ②典拠の表示が性格になされている資料を選ぶ。
 - ③使いやすく堅牢なものを選ぶ。

(5) 地域資料

- ア 詳細は、「地域資料収集取扱規定」(平成 25 年 12 月改訂)による。
- イ 鶴ヶ島市に関する資料は、あらゆる分野にわたって網羅的に選定する。
- ウ 埼玉県及び近隣市町村に関する資料は、基本的なもの及び鶴ヶ島市に關係の深いものを中心に選定する。
- エ 個人及び各種機関等の発行する資料で鶴ヶ島市に関わりのある資料を選定する。
- オ 鶴ヶ島市出身者、在住者の著作・人物について記述がある資料を選定する。
- カ 鶴ヶ島市に関する逐次刊行物を選定する。
- キ 児童・生徒の利用も可能なように、内容表現に幅をもたせた資料群を構築する。

(6) 行政資料

- ア 鶴ヶ島市の発行する資料を可能な限り網羅的に選定する。
- イ 官公庁の発行する資料は、鶴ヶ島市に関わりのある資料を選定する。

(7) 逐次刊行物

- ア 新聞は、主要なものを中心に児童・生徒向けのものも含めて選定する。
- イ 雑誌は、特定分野に偏らないよう、児童・生徒向けのものも含めて選定する。

(8) 視聴覚資料

- ア 視聴覚資料は、市民が本では表現できない資料に触れ、幅広い知識を得られるよう留意して選定する。

3 選定方法

- (1) 資料の選定は、職員全員が取り組むものとする。
- (2) 新刊書に関しては、見計らい形式による現物選定を行い、必要に応じ複本も選定する。
- (3) 各種出版情報、出版目録、新聞、雑誌の書評、書店の動向、その他の資料を系統的に調査し、定期的な選定に努める。
- (4) 市民のニーズ及び利用傾向の分析に努めて選定に反映させる。

4 選定除外

次のものは原則として選定しない。

- (1) 個人を中傷し、またはプライバシーの侵害を惹起している著作物（政治家等公人の行動行跡についての批判、論文や発表された著作物に対する正当な批判は除く）。
- (2) 残虐、残忍性のあるもの（ただし、歴史的事実、記録文学、ルポルタージュ等－「アウシュビッツ」「南京大虐殺」－等を除く）。
- (3) 性を商品化した作品及び人間の尊厳を著しく損なった表現のもの。
- (4) 学習参考図書、各種試験問題集（学習目的のもの）。

附 則

この資料選定基準は、平成11年3月18日より施行する。

この資料選定基準は、平成27年3月10日より施行する。